

建設経済常任委員会記録

- 1 日 時 令和7年6月16日(月) 午前10時00分～午前11時54分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 三島 好雄
副委員長 岡村 茂樹
委員 君国 泰照 平岡 実千男 藤沢 宏司
議長 山本 達也
- 4 欠席委員 川崎 孝昭 中川 隆志
- 5 委員外議員 篠脇 丈毅 長友 光子 平井 保彦
- 6 執行部 (建設部) 部長 磯部 浩昭
土木課 課長 上田 佳宏
建築住宅課 課長 木戸三千雄
都市計画課 課長 岸田 稔明
下水道課 課長 糸浴 秀樹
(経済部) 部長 有道 茂一
農林水産課 課長 村田 裕紀
経済建設課 課長 新本 博
商工観光課 課長 水村 康弘
農業委員会事務局 局長 楠原慎太郎
- 7 事務局 次長 寺岡 富美 書記 中村 武尊
- 8 協議事項

1 【付託議案】

- (1) 議案第32号 柳井市営住宅条例の一部改正について [建築住宅課]
- (2) 議案第35号 工事請負変更契約の締結について [土木課]
- (3) 議案第38号 [分割付託] 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第1号)

2 【付託調査事項】

- (1) 中心市街地の活性化と企業誘致について
- (2) 地域資源を生かした観光の振興について
- (3) 農林水産業及び地域の活性化について

3 【その他】

(開会 午前10時00分)

委員長(三島 好雄) 定刻となりましたので、委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

[「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」]

委員長(三島 好雄) それではただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。委員の皆さん、そして執行部の皆さん、本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして誠にありが

とうございます。

本日は、川崎委員、中川委員より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告いたします。

本日の会議に3名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可いたします。

本日、皆様方に御審議をお願いいたしますのは、先の本会議において、本委員会に付託となりました議案3件、付託調査事項及びその他ということでございます。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員さんにつきましては、執行部からの説明、報告に対して、質疑のみが可能であり、意志表明、執行部に対しての要望等はできない申合せになっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大きな1番の付託議案等の審査を行います。

議案第32号柳井市営住宅条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 補足説明申し上げます。議案書の10頁をお願いします。議案第32号では、柳井国清地区にございます国清住宅4戸について、耐用年数を経過し、老朽化が進んだことから用途廃止するものでございます。

資料01をお願いします。今回解体を予定する国清住宅は、昭和40年度に建築され、築後59年を経過する建物で、41号から44号の4戸からなる長屋1棟となります。立地する位置や外観の状況については、配布資料のとおりとなっております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（藤沢 宏司） 今回の対象はこの赤でバツが4つついているものだと思いますが、他も4つついているところがありますよね。これはもうすでに用途廃止をされているのかということともう1つは、これすぐ解体するんですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 今回解体を予定しておりますのは御指摘の赤く囲んだところでございます。4つ全部にバツがついておるところもございますが、これは順次解体をできることとなりましたので、来年度以降で解体を計画しているところでございます。

委員（藤沢 宏司） 他のところでも用途廃止のあったところで、なかなか解体してないということで、住民の方から早く解体して欲しいという話があるのですがどうなるのかなど。それとどんどん廃止していくと最後空き地になってしまいますよね。その土地ってどうされるんですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 御質問ありました件でございますけれども、解体は今後も計画的に実施することとしておりまして、地元からも早く解体して欲しいという要望が挙がっている家屋もございます。優先順位をつけながら、計画を順次、見直しながら進めているところでございます。団地が全部なくなった後の更地になった土地については、具体的にはまだ、更地になっているところはございませんので決定しかねていますが、方向性についてはまた

検討させていただきたいと思います。以上でございます。

委員（藤沢 宏司） すいませんもう1つ。市営住宅の入居率はどのぐらいですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 令和7年3月末の状況でございますが、市営住宅の入居状況につきましては60.3%でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第32号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第35号工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

土木課長（上田 佳宏） それでは、議案書17頁議案第35号の補足説明をいたします。本議案は、昨年6月21日に本契約を締結した令和5年災市道西浦東浦線道路災害復旧工事における工事請負変更契約の締結についてでございます。

本工事は、令和5年7月の梅雨前線豪雨において、道路全体が崩壊により被災したため、災害復旧工事を実施してまいりました。復旧内容に変更が生じたため、契約額を増額するものでございます。

変更内容について御説明いたします。今回の復旧工法である補強盛土工法は、盛土材に補強材を敷設することにより、急こう配でも安定性を保てる工法を採用しております。当初、盛土材の一部は、現場発生土の再利用を想定しておりましたが、崖下への流出により不足となりましたので、購入土への追加計上を行うものでございます。また、既設道路とのすりつけについてですが、当初よりも崩れていたことが確認されたため、現状に合わせられる擁壁工法を追加するものでございます。雨水対策についてですが、現状復旧をする上で、必須となります。路面排水、浸透水をより安定的に処理するため、排水施設、ふとんかご等を追加しました。

いずれも平郡は離島工事ということもありまして、資材の輸送費用も追加計上となります。

これまで工事の安全、円滑、かつ適正な施工の確保を行い、5月28日に工事請負変更仮契約を締結しております。なお、工期につきましては、7月31日を完成としております。補足説明は以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第35号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第38号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 補足説明を申し上げます。6月補正予算書の20号をお願いします。

環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金は、従前から実施している新規に対する補助に加え、既設の合併処理浄化槽の更新に対する補助を行うものです。補助対象は設置後20年が経過し、老朽化したもので、適切に維持管理されたものといたします。

商工観光課長（水村 康弘） 続きまして21号の労働費をお願いいたします。

労働諸費の負担金補助及び交付金の雇用創造セミナー開催助成金につきましては、市内の産業関連団体が実施する雇用創出に向けたセミナーの開催に要する費用の3分の2を補助するものでございます。次に、採用活動デジタル化促進事業補助金についてです。こちらはWeb上での合同就職面接会への参加や就職情報サイトへの掲載費用、また、採用情報の掲載を目的とした自社のホームページの作成や改修、さらに、企業PRや採用活動に特化した動画の制作費用などに対し、その2分の1を上限10万円で補助するものでございます。財源といたしましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金を充当しております。

農林水産課長（村田 裕紀） 22号をお願いします。農業振興費の負担金補助及び交付金に、農業用機械等設備費支援事業補助金を計上しています。新規事業として、ある一定の規模要件を満たす農業者に対して、農業用機械や農業用施設の整備費用に対する補助を行うものです。この事業は、農業者の減少や高齢化が進む中、省力化や効率化を目的とした機械導入や施設整備を支援し、持続可能な農業の実現を図るため実施するものです。10万円以上の農業用機械の購入や施設整備費の3分の1補助で、補助限度額は認定農業者や認定新規農業者は20万円、一定の規模要件を満たす農業者は10万円としています。

続いて、農業研修施設管理費の委託料に農業担い手センターの耐震診断業務委託料を計上しています。農業担い手センターは、昭和56年の新耐震基準に切り替わる昭和54年度に建設された施設で、これまでに耐震診断を行っておらず、耐震診断を行うものです。施設は、1階に保護司会の事務所があるほか、一定の団体が継続して利用しています。

続きまして、畜産費の負担金補助及び交付金に畜産業用機械等整備費支援事業補助金を計上しています。農業用機械等設備費支援事業補助金と同じ要綱で補助を行うものです。

経済建設課長（新本 博） 23号をお願いします。農地費の工事請負費のため池切開工事費は、防災重点ため池に指定されている阿月地区福生田ため池切開工事の費用を計上してい

ます。

農林水産課長（村田 裕紀） 続いて、水産業振興費の負担金補助及び交付金に漁業用機械等整備費支援事業補助金を計上しています。この事業は、漁業者の減少や高齢化が進む中、省力化や効率化を目的とした漁ろう設備の機械導入を支援し、持続可能な農業の実現を図るため実施するものです。この補助事業は山口県内では柳井市だけが行う新規事業となります。

経済建設課長（新本 博） 続きまして、4目漁港管理費について御説明いたします。

委託料の実施設計委託料は、老朽化した漁港施設の長寿命化を図ることを目的に鳴門漁港遠崎防波堤の実施設計業務を実施するための費用です。

次に、工事請負費の漁港施設補修・整備工事費は、柳井漁港舗装工事と松浦公園排水路整備工事の費用です。柳井漁港舗装工事は柳井漁港江の浦地区の物揚げ場の舗装面に段差が生じ、漁業者の使用に支障があるため、舗装の打ち換えによる段差解消を行うものです。阿月松浦公園排水路工事は、阿月松浦公園の駐車場におきまして降雨時の水たまりにより駐車利用に支障があることから、排水の改善を行うための費用となります。次に、阿月漁港施設機能強化工事費は、阿月漁港施設機能強化事業基本計画に基づき、阿月漁港松浦地区の漁港施設において、荒天時の高波等による漁船への被害や施設への浸水防止のため、令和5年度より着手している阿月漁港防波堤施設の施工を行うものです。

商工観光課長（水村 康弘） 続きまして24号商工費について御説明いたします。

商工振興費の報償費につきましては、創業100年を迎えられる企業を表彰するため、記念品などを贈呈する費用でございます。

次に、委託料について御説明いたします。公共交通デジタル化推進業務委託料では、現在、高齢者支援課で実施している高齢者おでかけサポート事業を拡充し、15歳から74歳の方で、自ら自動車を運転しない市民を対象に、公共交通機関で利用できるデジタル助成券を交付するものでございます。10月1日からの開始を予定しており、その仕組みを構築するための委託料を計上しております。財源といたしましては、公共交通デジタル化推進事業債を充当しております。また、おでかけサポート事業運賃精算委託料につきましては、そのデジタル助成券を利用した際の運賃を交通事業者に支払うためのものでございます。利用者一人当たり6か月分の6,000円を想定対象人数分計上しています。

続いて、負担金補助及び交付金です。創業者支援補助金につきましては、柳井市創業支援計画に基づき、新たに創業される方に対して、創業に必要な経費の3分の1を補助するもので、上限額は50万円となっております。

次に金魚ちょうちん祭り事業費でございますが、負担金補助及び交付金につきましては、柳井市合併20周年記念として、今回特別に柳井金魚ちょうちん祭りのフィナーレにドローンショーを実施するため、イベント交流事業として、柳井商工会議所に対して補助を行うものでございます。

土木課長（上田 佳宏） 25号をお願いいたします。土木費の道路維持費を説明します。

初めに、委託料の測量・設計委託料ですが、市道側溝の補修工事を行う必要がある水路の設計業務に必要な経費を計上しています。予定箇所としては、新庄宮の下の市道八丁土手線を予定しております。

次に、工事請負費についてですが、資料02の土木課関係工事一覧表を御覧下さい。維持補修工事に必要な経費を計上しております。資料1㊦をお願いします。①の市道区画線設置工事については、市内主要道路の区画線が消えかかっている箇所塗りの塗り替えを行います。施工箇所については、18か所を予定しております。

続きまして、道路新設改良費です。委託料の分筆登記委託料については、道路改良工事で整備した市道拡幅部の用地取得に伴い、登記を行う経費を計上しています。港樋の上線及び農協杉原線の分筆登記委託料を計上しております。次の測量・設計委託料については、古市中塚線舗装工事に伴う測量設計に必要な経費を計上しています。姫田線と白壁通りをつなぐ地道風舗装であり、重点景観計画区域であるため、白壁通りの風情を残しつつ、今後の維持管理に考慮した舗装を検討する必要があるため、測量・設計業務を行います。

工事請負費ですが、資料02をお願いします。市道整備工事費の位置図・写真については、2㊦からとなります。②の八丁土手線道路整備工事は道路の拡幅を行い、③の港樋の上線道路整備工事は、隅切りの用地を取得し、交差点の見通しを確保します。いずれも通学路として、歩行者の安全を確保いたします。3㊦をお願いします。④の伊陸五反田線待避所設置工事は、離合箇所がない狭隘の道路のため、待避所を設置するものでございます。昨年度からの継続となります。⑤の柳井駅和田橋線舗装工事は、レンガ舗装のガタツキを解消する補修を行います。4㊦をお願いします。⑥の上大の口黒杭線舗装工事、⑦の後地末広2号線舗装工事から5㊦の⑧大水道大屋線舗装工事は、アスファルト舗装の打換えを行います。⑨の中村奥畑線舗装工事と6㊦の⑩の谷ヶ浴若杉線舗装工事は、ふるさとの道路整備事業で拡幅した部分をコンクリート舗装で行う必要な経費を計上しています。次に⑪の後山残土処理場排水路整備工事です。後山残土処理場については、公共事業、主に県事業により発生する公共残土を処理することを目的に、新庄後山地区に処理地を設けているものです。令和3年度に後山残土処理場、土地利用計画、検討業務を行い、ほぼ計画埋立量の約30万m³の残土が処分されていますが、盛土計画の見直しにより約10万m³の追加の処理が可能となる結果を得ております。整備内容につきましては、処理場の外周、のり面及び地中に側溝、排水管などを設置するものです。今年度から継続して行います。次の道路改良工事費について7㊦の全体位置図をお願いします。社会資本整備総合交付金事業において、国の交付金により、道路改良工事を4か所行うものです。写真は8㊦から9㊦となります。⑫から⑮まで、いずれも道路拡幅による改良工事です。次の用地購入費につきましては、先ほど説明いたしました、2㊦の③港樋の上線道路整備工事の隅切りのため用地を取得するものです。

続きまして、橋りょう維持費の委託料の計画策定業務委託料は、新庄横断歩道橋個別施設計画、修正業務を計上しています。歩道橋の補修を実施に当たり、国からの補助を受けるため、個別施設計画の必要な項目について追加・修正を行うものです。なお、補修工事については、個別施設計画に基づき年次計画を立てて実施する予定しております。

都市計画課長（岸田 稔明） 予算説明書の26㊦をお願いします。5項の都市計画費でございます。タブレットの資料03も併せて御覧ください。2目街路事業費について、歳出の主なものを御説明いたします。

12節委託料につきましては、街路照明の更新に伴う実施設計を行うこととしております。

柳井駅門の前線、中央通り線、古市金屋線、古開作中央線の街路照明の現地調査を行い、照度分布の確認、照明器具の選定を行い、図面作成及び概算工事費の算出を行います。

14節工事請負費の施設改修工事費では、街路施設長寿命化対策事業として、令和2年度に策定した道路照明における個別施設計画に基づき、柳井駅門の前線のLED化を行うものでございます。工事内容としましては、制御盤の更新を行うとともに、照明灯具をナトリウムからLEDに交換し、照明柱については、既存のものを再利用し、ケレン及び塗装を行うことにしております。道路改良工事費につきましては、令和4年度から工事着手しました南町の緑道の整備を引き続き実施するものでございます。工事内容として、インターロッキングブロックを使用した舗装の打ち替えを行うことにしております。

下水道課長（糸浴 秀樹） 都市下水路整備事業費の事業費納付金は、消防署裏水路の断面不足を解消するため消防庁舎移転工事に併せて水路の幅を拡幅し、上流に位置する南町地区の浸水被害の軽減を図るものです。資料04のほうに位置図、断面図を記載しております。延長約90m、水路幅を3.5mから5.5mに広げるものです。

都市計画課長（岸田 稔明） 4目都市公園費の14節工事請負費につきましては、古開作中央緑地の既存ベンチ周りで草が生え、利用しにくいことがないように、ベンチ周りにインターロッキングを敷く工事を予定しております。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 続きまして住宅管理費でございます。27頁をお願いします。空き家対策として空き家の除却を促進するに当たり、市民啓発に向けた講演会と除却補助金の拡充を行うものでございます。講演会につきましては、空き家の除却の前段階に当たり、空き家の家財整理に焦点を当て市民を対象にセミナーを開催するものでございます。報償費から役務費につきましては、この講演会開催に必要なものを計上させていただいています。

まず報償費につきましては、講演会講師への謝礼として計上しています。

旅費につきましては、同じく講演会開催に当たっての講師の旅費でございます。

需用費につきましては、こちらも講演会開催に係る消耗品費でございます。

役務費につきましては、こちらも講演会開催に伴う看板設置の手数料でございます。

委託料ですが、実施設計委託料としまして、市営住宅の解体工事に伴う設計業務委託料を計上しております。

使用料及び賃借料ですが、講演会開催に伴う会場の借上料でございます。

28頁をお願いします。工事請負費ですが、市営住宅解体工事費としまして、老朽化した市営住宅1棟分の解体工事費とし計上しております。

次に、負担金補助及び交付金ですが、老朽危険空き家除却事業費補助金は、国の事業に対応したもので、危険度判定の基準を超える危険空き家の所有者等に対して除却を促し、その費用の一部を補助するものです。この度の補正では、空き家の除却を推進するため、3年間の重点取組として、除却補助金の制度を見直し、補助率と補助上限額を引き上げます。補助率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、補助上限額を30万円から150万円に増額させて計上しています。断熱リフォーム促進事業費補助金ですが、カーボンニュートラルに向けた取組の一環として、住宅の窓の断熱改修工事及び併せて実施する屋根、天井、外

壁、床の断熱改修工事に必要な費用の20%、最大50万円まで補助するために計上しています。空き家除却事業費補助金は、本市の独自制度として新たに計上するもので、先ほどの国の事業に対応した老朽危険空き家除却事業費補助金と同様に補助率を2分の1、補助上限額を150万円としています。老朽危険空き家除却事業費補助金と空き家除却事業費補助金の違いにつきましては、国の補助に対応したものかそうでないかの違いで、具体的には空き家の危険度の基準があるかどうかが主な違いになります。今回の新たな補助金は、空き家の危険度判定をなくすことで補助の対象を広げ、空き家の解体を促進させます。補助率や補助上限額は同じ内容で、申請者にとってはどちらを適用しても変わらないようにしています。申請者には補助対象経費の2分の1、上限150万円まで交付されますが、老朽危険空き家除却事業費補助金が適用になった場合は、国の補助事業ですのでその補助金額の半分が国庫補助金として市に補助されます。後ほどその他の報告として本市の空き家対策事業を御報告いたしますが、この除却補助金についても改めて御説明させていただきます。住宅管理費は以上でございまして、建設部、経済部に係る今回の補正予算の説明は以上になります。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（藤沢 宏司） 26号都市下水道費で消防署の裏の水路を広くするというので、それは一部ですよ。全部でどれぐらいあるのか分かりませんがそれってどうするのですか。

下水道課長（糸谷 秀樹） 今回のところですが、上流の消防署の横の水路幅が4.5mでございます。ここの部分の下流が5.5mとなっております。この部分が3.5mとボトルネックになっているため今回計画したものです。改修後の状況を見て今後も整備について検討していきたいと考えております。

委員（藤沢 宏司） もう1点。工事をして両方広げるのはいいと思いますが、工法はどうやるのですか。

下水道課長（糸谷 秀樹） 今回の部分については、大型ブロックを検討し施工する予定としております。基礎部分についても地盤改良を行っていきます。前後で強度が変わってくる部分があると思いますが、すりつけ部分を適切に処理したいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、27号で講演会を開催するとおっしゃいましたが、どういう方で具体的にどういう内容ですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） こちらの講演会につきましては、空き家の除却の前段階に当たる家財の整理、処分に焦点を当てたものでございます。講師としましては、整理収納のアドバイザーの方に講師になっていただきまして、空き家の解体、除却に向けた心得と申しますか、家財整理の仕方につきまして、御講演いただく予定としております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 20号の環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金で、20年を超えたものについて改修するときには上限20万と言われましたが、金額を見ると20件ぐらいですが、それ以上になったときにはどうされるんですか。補助金をプラスするとかそういうことも考えていますか。

下水道課長（糸浴 秀樹）　今回は20年を経過したものに対して補助行うものです。補助の額としては、今まで新規に補助していただくものと一緒でございます。今回の9月補正では、5人槽で7基分ほど計上しておりますが、今後の申請の動向を見て、随時増額補正も検討していきたいと考えております。

委員（藤沢 宏司）　聞き間違いかもしれませんが、今言われたのを聞くと新規と改修も補助率が一緒で上限が違うってことですか。

下水道課長（糸浴 秀樹）　補助率、補助額はいずれも同じでございます。

委員（藤沢 宏司）　そういうことですか。今5人槽と言われましたよね。例えば6人槽とか7人槽とかでも補助率は一緒ということですか。

下水道課長（糸浴 秀樹）　そのとおりでございます。

委員長（三島 好雄）　ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男）　24のイベント交流事業補助金で先ほどドローンを活用されるということで、都会のイメージではたくさんドローン使って何か立体的なものを見つけたりとかやっていますが、具体的にどういう感じでやるのですか。

商工観光課長（水村 康弘）　ドローン約300機を活用しまして、立体的に、例えば柳井金魚ちょうちんをドローンで表現する予定でございます。まだ場所につきましては、業者の方との詳細の打ち合わせが決まっておりませんので、安全性を持って進めていきたいと考えております。

委員長（三島 好雄）　ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司）　22の農業振興費の農業用機械等整備費支援事業補助金で今600万円ついでいますが、岩国市でも去年ぐらい始めましたよね。ある議員が言っておりましたが、すぐ補助金が上限になって、増やしてほしいという要望があったと聞きました。ほかにも漁業とかの分もありますが、上限になったときにもっと追加されるのでしょうか。それとこれをどうPRしていくのか教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀）　岩国市が去年から始めまして、当初予定額より多くなっております。予算が800万円で、決算は1,400万円となっております。同じ条件で柳井市に当てはめると500万円ぐらいになります。それに2割程度上げた600万円で予算計上しております。年度内は予算内ということでやっていますが、継続していく事業なので、来年度も新規に募集したいと思っております。また、4月は結構皆さん機械の購入が多い傾向がありますが、今回は大体9月15日ごろからの募集を考えております。周知としましては、広報、メーカーにもお話をする予定でございます。漁業関係者につきましては、市長の記者会見ありましたので、こういった事業がありますと情報提供を行っております。

委員長（三島 好雄）　ほかにございませんか。

委員（岡村 茂樹）　予算書21の雇用創造セミナー開催助成金と採用活動デジタル化促進事業補助金で、令和6年度の当初予算ではそれぞれ12万円と40万円でしたが、今回6万円と100万円になった理由を教えてください。

商工観光課長（水村 康弘）　まず雇用創造セミナー開催助成金が6万円になった経緯につきましては、5か年で見ますと、高いもので3万円、低いもので9,000円補助しております。

その実績に基づいて今回6万円計上すれば、基本的には足りるのではなかろうかと考えております。そして採用活動デジタル化促進事業補助金につきましては、先ほど申しました新しい地方経済生活環境交付金の上限が40万円で、2分の1を国から補助を受けるものでございますが、昨年度11件の申請がございまして、足りないというところがございましたので、今回は100万円計上させていただいております。

委員（岡村 茂樹） それともう1つ、22の農業振興費の農業用機械等整備費支援事業補助金ですが、予算の概要の事業概要のところ、一定要件を満たすというのは、どういうことを示しているのですか。

農林水産課長（村田 裕紀） 経営耕作耕地面積が3反以上とか露地野菜作付け面積が1反5畝とか、果樹園が1反というような条件になっております。

委員（岡村 茂樹） そうすると2反とか、もうちょっと下の作付け面積の農業者の方は該当しないということですか。

農林水産課長（村田 裕紀） 一定の基準を設けている状況でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 24の商工振興費のおでかけサポート事業運賃助成委託料で、今回の公共交通デジタル化推進業務委託料でシステムを構築してデジタル助成券を配るということですが、今の75歳以上の方はそのまま今の事業が進められると言われましたよね。デジタル化になったときにその人たちも対象になってくるのですか。もう1つは、課税世帯は1万2,000円、非課税世帯は2万4,000円にプラスをされるんですか。あとデジタル化の委託料をどこに払ってどんなシステムになるんですか。

商工観光課長（水村 康弘） 今回につきましては、15歳以上から74歳までということになっております。今の高齢者おでかけサポート事業は、今年度については高齢者支援課が行うので、それ以外のところをデジタル化する予定でございます。デジタル化の手法といたしましては、まずはスマートフォンで表示したQRの読み込みを行うことを予定しております。そしてスマートフォンをお持ちでない方に関しては、カードにQRが表示されたものをタクシーや平郡航路の窓口でかざすことにより、1回の利用上限1,000円で交通事業者にお支払いし、後に、こちらに請求があるものでございます。業者につきましてはプロポーザルを今後行う予定でおりますので、まだ業者は決定しておりませんが、関係業者を県から御紹介いただき、業者と協議をして、事業化に向けております。来年度につきましては、今の予定ではございますが、高齢者おでかけサポートも含めてデジタル化を検討しております。金額等につきましては、今の高齢者おでかけサポート事業を踏襲するような形で、あくまでサービスを下げずにデジタル化する予定でございます。

委員（藤沢 宏司） バスとか電車はピッとやるようになってますけどそういうものをタクシーとへぐりにつけるということですか。

商工観光課長（水村 康弘） タクシーにQRを読み取る機械を導入するか、既に導入されているものがあれば、それにアプリをインストールするだけで利用できるようになる想定をしております。へぐりにつきましては、券売の窓口で割引を行うことになると考えております。QRコードをかざすことで上限1,000円割引され、残りを別の方法でお支払いしていた

だくものと考えております。業者によっては、今からの提案にはなりますが、I C O C A を使ったものであったりとか、そういった提案があることも想定しております。ただ採用については今後のプロポーザルによって決定したいと考えております。

委員（藤沢 宏司）　　今回バスに導入されてない理由はなんですか。もう1つは、いろいろなことが市民の方からこうしたほうがいいのか出てくると思うんですよね。その時はすぐできるかどうかよく分かりませんが、丁寧に対応するようにして欲しいなと思います。最後の部分は結構ですので、ちょっとバスのことを教えてください。

商工観光課長（水村 康弘）　　バスの事業者につきましても協議をさせていただきまして、バス事業者もアプリをインストールまたは端末を置くことで利用は可能です。ただ、バス事業者は、もうすでにI C O C A を導入されておるので、複数端末導入するのは、難しいと御回答をいただいております。さらにバスにつきましては、高齢者おでかけサポートで、金額ベースでいうと約1%の利用しかされておられません。ほとんどがへぐりとタクシーというところでございますが、バス事業者とは引き続き協議していきたいと思っております。

委員長（三島 好雄）　　ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄）　　それではないようございませんか、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（篠脇 丈毅）　　28の公営住宅の解体工事費に関連しまして、公営住宅の空き家が非常に目立つんですね。管理上こういうことができないかお尋ねしていきたいと思っております。建築年次が違うから、どうしてもそういうところへ偏るのかもわかりませんが、長屋のような公営住宅でぽつんと1戸だけ灯がついてる部屋があります。それで周りを見渡すと3つぐらいついているところもあります。そういうのはもう建築年次が相当経過しておるんであれば、まとまるように移ってもらって管理するようなことは考えておられませんか。

建築住宅課長（木戸 三千雄）　　議員おっしゃるとおり、市営住宅の入居率は6割程度でございまして、空き部屋の数が増えている状況でございませんか。市営住宅の整理・統合、この辺りも視野に入れているかどうかという御質問でございませんけれども、当然この辺りは市としても考えておるところでございませんか。特に老朽化が進んでおります街中地区の市営住宅はたくさんございませんけれども、こちらについては先々、用途廃止ということになりますので、この辺りを1か所にまとめることは具体のところまで行っておりませんか、方向性としては選択肢の一つとして捉えているところでございます。

委員長（三島 好雄）　　ほかにございませんか。

委員外議員（山本 達也）　　24の金魚ちょうちん祭り事業費で、当初予算では1,950万1,000円で組まれるので、660万追加で2,610万1,000円ということで、結論から言うと追跡調査はしていないんですかね。これだけの膨大な金額をかけてただ終わっていいのかということと、ドローンショーは20周年特別記念事業ということですが、ドローンを飛ばす場所はどこなんですかね。今まではフィナーレで花火をやっている、いろいろな諸条件が合わなくて中止になった時の語り草が、基本的には花火大会じゃない、本会場から見える場所限定なんですと言われていました。先ほどお話で安全性を持って行っていき

い、場所は未定ですとおっしゃいましたが、基本的にその考えにお変わりはないですか。

商工観光課長（水村 康弘） まず、取組の検証につきましては、金魚ちょうちんまつり終了後に実行委員会で集まり反省会をしております。そこでいただく御意見を翌年度の計画に反映させるような形で進めております。祭りのにぎわいというところの検証につきましては、公式での発表という形で、祭りに来場された方の人数で行っています。ドローンショーにつきましては、もちろん安全性というところがありますので、本橋付近の上空で飛ばすことはなかなか難しいとは思っております。業者と打ち合わせの中で候補地として挙がっておりますのが、和田山の浄水場の辺りでございます。ドローンショーは、大体500mから1kmの場所で見ると良いとされており、和田山浄水場でありますとレトロ通りからサンビームやないぐらいまでよく見えるのかなとは思っております。ただ、家屋がありますと許可が下りないというところもありますので、まだ決定したわけではございません。それと南浜の工業団地の一部を使う案も業者からいただいておりますが、後日業者が来て現地を視察し、最終決定したいと考えております。やはり祭り会場から必ず見えて、フィナーレを飾るような形で行いたいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第38号中の本委員会所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号中の本委員会所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは休憩に入ります。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時6分)

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

次に、大きな2番の付託調査事項についてでございます。

1番目の中心市街地の活性化と企業誘致について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

建設部長（磯部 浩昭） 報告事項はございません。

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、報告事項以外で各委員さんからこの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の地域資源を生かした観光の振興について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 商工観光課から3点ほど御報告申し上げます。資料05を御覧ください。柳井市で新たにスタートするシークレットミュージアムについて御紹介させていただきます。このイベントは、シークレットミュージアム実行委員会が主催で実施し、令和7年6月18日に先行内覧会を行いまして、6月21日より、土日、祝日を中心に開催されます。

本ミュージアムは、2つの国内初の取組を導入した新しい観光コンテンツです。その1つは、重要伝統的建造物群保存地区である白壁の町並みを活用した分散型ミュージアムです。もう1つが、受付以外の展示場所を非公開にする秘密のミュージアムとしているところです。訪れる人は、アート鑑賞に加え、本格的な謎解きを楽しむ中で、自然と町を巡るよう誘導され、地域の周遊性と観光価値の向上にもつながります。

チケットは2種類あり、アート作品の見学みのコースは2,300円、謎解き完全版コースは3,300円です。チケットの販売はWebでの販売となっております。若干数の当日券の販売もありますが、Webで購入された方が優先となります。

柳井の歴史や文化、建築やアートを体感しながら、まちをめぐるこの新しい体験にぜひ御注目いただき、御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目でございます。先般5月30日に開催されました、柳井金魚ちょうちん祭り協議会総会において、第34回柳井金魚ちょうちん祭りの事業計画が決定されました。

本年は7月19日にレトロ通りにて点灯式及びプチ夜市を開催いたします。7月19日の点灯式から8月31日までの期間、装飾された柳井金魚ちょうちんは毎日19時から22時まで点灯いたします。なお、昨年の開催後にあった御意見から、本年はレトロ通りに屋台村を展開する計画でございます。加えて、白壁ふれあい広場及び連絡通路に竹灯籠を装飾し、また竿灯の装飾については、昨年度、南浜樋の上線に本橋から川上方向へ拡大しましたが、今年度につきましては、川下方向へも拡大して設置いたします。

柳井駅におきましては、従来からの装飾に加え、昨年同様、駅待合室を活用して、子ねぶたの展示及び柱オブジェの装飾も行って参ります。また、PRの一環としましては、愛媛県内の全ての幼稚園、保育園、小中学校で配布される夏休みのイベントガイドに広告を掲載する予定でございます。

今年度は柳井市合併20周年を記念し、柳井金魚ちょうちん祭りのフィナーレを飾る300機のドローンによるドローンショーが開催され、柳井の夜空を華やかに彩ります。

3点目は、2025サザンセット・ロングライドinやまぐちについてです。開催に向けた参加者の募集期間は、5月16日から8月31日までとなっております。昨年は参加者が集まらず中止となりましたが、今年度はコースをロングライドコースに限定し、経費の見直しも行い開催することといたしました。

募集人数は、ロングライドコース600人としております。すでに募集を開始しており、多くの広告媒体を活用して、イベントのPR活動を展開する予定でございます。商工観光課からは以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はないでしょうか。

委員（藤沢 宏司） シークレットミュージアムって具体的にどんなことをするのですか。

商工観光課長（水村 康弘） 開催場所についてはシークレットとさせていただきますが、青森のねぶたの展示であったり、大阪で開催されたプリズムルームであったり、美しいガラスの展示であったり、あとは伝統のこけしであったりとかそういったアートを場所を秘密にして展示しているものでございます。

委員（藤沢 宏司） そのアートって本物持ってくるのですか。

商工観光課長（水村 康弘） 本物を設置する予定でございます。

委員（藤沢 宏司） 青森ねぶたのあの大きいのを持ってくるのですか。

商工観光課長（水村 康弘） 室内に飾ることになりますので、青森の本物のねぶた師に作成していただいた高さが2mぐらいのものをその秘密の場所に展示することとなっております。

委員（藤沢 宏司） 別の場所に移せないから1回見たらシークレットじゃなくなりますよね。それはそれとしてそういうやり方でやられるわけですか。そういうのを置いてあることでそれがミュージアムになるわけですか。

商工観光課長（水村 康弘） アート作品を置いて謎解きのヒントや解説が展示されているような形になっております。開催期間は3年を予定しておりますので、アート作品や謎解きを変更し、リピーターを増やすことも考えております。大きなものについてはすぐ移すことは難しいので常設の展示となると思われま。

委員（藤沢 宏司） 見たい人はそこに行ったら見られるような感じになるのですか。

商工観光課長（水村 康弘） 普通の観光客の方は見ることはできません。チケットを買っていただいた方のみ入場できるという形になっています。ただ、パブリックなところ、図書館が1つの場所なんですけど、そういった無料で見られるものもございしますが、全てのアートを見るためには、2,300円のアート見学コースのチケットを購入する必要があります。謎につきましては、アートを見るだけではなく、謎を解いていくことで、最後に驚くような仕掛けがあると聞いております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（君国 泰照） これはシークレットミュージアムのチラシは英語で書いてありますが、中には読めない人がいるんじゃないかと思えます。高齢者になると読めない人がいるのでカタカナとかで書いたほうがいいと思えます。それとイベントは行政ばかりじゃなく、観光協会とかも頑張らないといけないと思えます。昔は柳井金魚ちょうちんを自分たちでやりましたが、今はもう全部行政に任せっぱなしですよ。それと駅通りから本橋のほうに行くと店が全部しまっていますよね。よそから来た露天商が並んでいるだけで、地元のものイベントに出て店を閉めています。地元の者ももっと発奮してやっついていかないといけないんじゃないかと思えます。新しい試みでありますので文句ばかりつけるのではなく暖かく見守って来年の反省材料につなげてもらいたいと思えます。それからほとんど飲食店は本橋から南のほうとおっしゃいましたかね。

商工観光課長（水村 康弘） 金魚ちょうちん祭りの飲食店につきましては、露天商の店舗をレ

トロ通り側にしました。柳井金魚ちょうちんの装飾を川上側に昨年度やったのが好評でございましたので、川下側に両運橋の方向に向けて延ばすことでPRしていきたいと考えております。

委員（君国 泰照） 川下のほうに行くと何もない、人通りもすごく少ないです。それとこの前、柳井でコンサートがあって若者がエレキギターを演奏したんですよね。30年ぐらい前は柳井川に舞台を作ってエレキギターをやって両運橋から本橋まで人だかりができていました。そういう音で何か1つ華やかな舞台をできるように、またなにか計画していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

商工観光課長（水村 康弘） まず、先ほどシークレットミュージアムの件から御説明させていただきます。このシークレットミュージアムは先ほど申し上げたとおり、実行委員会が主催でございます。有限会社白壁柳井、株式会社オフィスミゴトという柳井金魚ちょうちんを東京などで装飾した会社でございます。それに柳井市及び柳井市観光協会の4社で実行委員会を形成しております。今回につきましては、市の予算は一切使っておりません。県のデスティネーションキャンペーンの予算を御利用されると聞いております。また、基本的にはチラシにあるものが展示をされると聞いております。まだ工事をしている中で見させていただいたところ、迫力がありますし、アート見学コースのみは約1時間、謎解き完全版は約3時間の時間を要するものとなります。謎を解きながらまちを周回することで、いろいろなところで買い物をしていただいたり、お土産を買っていただいたりするものでございます。

それとエレキギターの件ですが、この前アクティブやないでやられていて近くを通るとものすごい盛り上がりを感じました。文化事業につきましては、商工観光課で行うのは、また別だとは思いますが、大島では大島観光協会が、大島サンセットフェスというフェスをやっております。そういったところを活用していきたいと思っております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

私からも1つきいてもよろしいですか。シークレットミュージアムは夜だけですか。

商工観光課長（水村 康弘） 時間につきましては昼日中だけでございます。部屋の中に装飾されておりますので暗がりの中でライトアップされるような形になります。夜は営業しておりません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（山本 達也） 主催を聞きましたが、行政のほうから何かやっているということはないですよね。それと有限会社白壁柳井が会計も持ってやるということですよね。市の補助は何もない。県の補助とあとは株式会社オフィスミゴトだけでやるという考え方でいいですか。

商工観光課長（水村 康弘） おっしゃるとおりでございます。市からの補助金は入っておりません。有限会社白壁柳井と株式会社オフィスミゴトが自分たちで、要はお金を出して、県の補助金をもらって運営されるということでございます。チケットの売り上げについては、2

社で分割されると聞いております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、報告事項以外で各委員さんからの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、3番目の農林水産業及び地域の活性化について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

農林水産課長（村田 裕紀） 資料06を御覧ください。やまぐちフラワーランドにおける地域おこし協力隊員について報告いたします。

令和6年9月に花のまち柳井としての魅力発信及び花の消費活動の支援を目的に、地域おこし協力隊員の募集を行いました。その結果、令和7年6月1日より寺島芳枝さんが地域おこし協力隊員として着任されました。

寺島さんは高校時代に園芸課を専攻し、卒業後はパソコンインストラクターなど植物とは異なる分野での職業に従事されてきました。しかし、長年の想いであった植物に関わる仕事に就きたいという希望を抱き続けておられ、令和6年9月に都内で開催された移住フェアにて柳井市の地域おこし協力隊の募集を知り、応募・採用に至りました。

任期は令和7年6月1日から令和10年3月31日までとなっております。

今後は、花のまち柳井としての魅力発信や花の消費活動を推進するため、やまぐちフラワーランドや市内の花き生産者と連携しながら、花き振興に取り組んでいただきます。

続きまして、鳥獣捕獲状況について御報告いたします。令和6年度の狩猟期間11月1日から3月31日におけるイノシシ及びサルの捕獲実績は以下のとおりです。

期間中に計128頭のイノシシを捕獲しました。このうち2月に鳥獣保護区内で5頭が捕獲されており、保護区内で捕獲したイノシシについては有害鳥獣捕獲奨励金の対象です。

サルについては、3月に箱わなを用いて2頭を捕獲しております。市内では近年、サルによる農作物被害や人家周辺への出没が報告されており、今後も状況を注視して対応してまいります。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等がございましたら、

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございましたら、

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、報告事項以外で各委員さんからの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

次に、大きな2番のその他の事項についてでございます。

執行部からこの委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 資料07をお願いいたします。カラーで上下2段に分かれている資料になります。それぞれのスライドの右肩に番号を振っておりますので、御参考にしていただければと思います。

まず、スライド2を御覧ください。こちらは、本市における空き家の状況として、平成10年からの統計調査に基づいて、空き家率と空き家数の推移をグラフ化したものでございます。折れ線が空き家率の推移を表したもので、青色が全国平均値、オレンジが山口県平均、赤色が本市の空き家率となっています。空き家問題は全国的な問題として認知されていますが、御覧のとおり、全国平均の数値は若干の上昇は見られるもののほぼ横ばいとなっています。一方、山口県平均では右肩上がりとなっていて、令和5年では19.4%と、5件に1件が空き家に該当しています。さらに本市では、元々空き家率は高い傾向でしたが、令和5年では26.6%と全国平均の倍近い率にまで進んでおり、4件に1件の割合で空き家が存在するものとなっています。従いまして、全国的な課題として捉えられている空き家問題について、本市では特に問題が進んでしまっている状況でございます。このように、今後も空き家の増加が一層深刻化することが懸念されることから、令和4年12月に、第2次柳井市空家等対策計画を策定しております。この計画の中で、空き家の状態・危険度に応じて、具体的な施策を展開することとしています。

スライド3にその施策の分類を掲載しています。施策は7つに分けて設定していきまして、以下その施策ごとに本市の取組事例を御紹介します。

スライド4をお願いします。施策①の啓発でございます。空き家の管理は、一義的にはその所有者に管理義務があります。その所有者側に向けて、空き家の管理方法や利活用方法などについて、市のホームページやチラシ送付などにより、広く情報提供を行っております。特に、所有者に直接伝える手段として、固定資産税の納付通知書に空き家対策のチラシを同封し、啓発を行っております。固定資産税の納付通知は1万8,000部送付しており、各所有者や相続代表者に確実に手元に届くことから、有効性のある手段として捉えています。また、周辺の自治体も同じ空き家問題を抱えていることから、周辺4町と連携し、県の協力もいただきながら空き家対策セミナーも定期的に開催しています。令和6年度は県内外から27名の参加をいただいたところです。

続いてスライド5の②の状況の把握についてです。空き家等実態調査や個別調査を行い、市内の空き家状況を把握して本市の空き家対策に活用します。また、遠方の所有者の方は、空き家になった実家の状況を確認しにくいいため、空き家の見守りサービス事業を実施する柳井広域シルバー人材センターと昨年11月に協定を締結しました。このことについては、昨年12月の本委員会で報告さしあげたものでございます。

スライドの8をお願いします。施策⑤の除却についてです。所有者は空き家を適切に管理する必要がありますが、経済的な事情などから継続的な管理ができず放置されることも考え

られます。そのため、本市では倒壊や飛散のおそれがあるような危険な空き家について、所有者に除却費用の一部を補助する支援を行ってきました。この補助制度については、これまで国庫補助金を活用して最大30万円を補助する制度としていましたが、国の要件が厳しくて補助に乗り難い、また補助額自体も比較的少ないこともあり、除却がなかなか進んでいないという課題がございます。後ほど御紹介する除却補助制度の拡充は、この課題に対応したのものになります。

次にスライド9ですが、施策⑥の特定空家等への対処です。特定空家は、倒壊などの危険な状態の空き家を特定空家として自治体が認定するもので、認定された空き家は、指導や勧告を受けることとなります。こうした事を経ても改善されない場合は、最終的には行政代執行により強制撤去などの処分へとつながります。本市では、昨年度1軒を特定空家として認定し計6軒が認定されています。その内3軒は指導に従い所有者で除却され、1軒については令和3年度に代執行を行っています。残る2軒についても、早期の除却に向けて、引き続き所有者へアプローチしていきます。

最後に、施策⑦として利活用でございます。まだまだ活用できるような空き家については、利活用の活性化を図るため空き家バンクの登録に努めており、空き家の流通促進に繋げていきます。

以上、空き家対策計画に基づいた取組について御紹介させていただきました。こうした取組を行う中で先ほども若干触れましたが、課題点を整理したものをスライドの11に掲載しています。課題の1つ目ですが、家財整理を挙げています。空き家をどうにかしたいという方がまず目を向けなければいけないのは、家の中に残された家具や衣服などの家財道具の整理、処分です。大抵の空き家には、こういった家財道具がそのまま残されていて、処分方法やとっかかりが分からず、心が折れてしまうケースも多くあります。こうしたことで、空き家から足が遠のき、実家じまいができないまま、管理不全に陥ってしまうケースがあります。そのため、家財処分にも焦点を当てた対策をとる必要があります。もうひとつの課題は、解体補助金に関するものです。これまでの制度は要件が厳しく、利用しにくい制度のため、除却が進んでいない要因の一つになっています。こうした課題への対応案として取りまとめたものがスライド12以降でございます。

それぞれの具体案について御説明いたします。スライド13、14をお願いします。先ほどの一般会計補正予算の中での説明と重複する箇所がございますが御了承願います。課題の一つ目への対応としまして、空き家の家財整理に悩む方に向けた講演会を開催する予定です。住まいの終活と家財道具整理への取り組み方、考え方のヒントになるように、整理収納アドバイザーを招聘して御講演いただきます。空き家解体の前段階に焦点を当て、先々の解体につながるように取り組むものです。続いて、空き家の除却補助金の拡充について御説明します。

スライド15をお願いします。本市でも国庫補助金を活用して解体費用の一部を補助する制度を設けていますが、国の要件が厳しいことや補助内容も県内他市町と比較しても高くないことから、所有者に遡求するような魅力的な補助制度とは言えない状況でした。そのため市長の判断で3年間の重点取組として、本市独自の補助制度を設けたいと考えています。空

き家の除却を促進し、将来のまちづくりに繋げるとともに、地域の住環境の一層の向上のため、制度の拡充を図る考えでございます。

スライド16の表は、除却補助の現行制度と拡充案を比較したものです。真ん中の補助対象の行ですが、要件を緩和して空き家全般に対象を広げることで解体を促進させます。補助対象については、これまで国の要件に基づいて、空き家の危険度を判定し、一定の危険度の基準を超えた老朽した危険空き家だけが対象でした。今回の見直しでは、危険度判定の要件をなくし、家屋の危険度を問わずに補助対象にしたいと思います。これにより、これまで補助金が貰えなかった事例でも多くが補助対象になるものとしています。また、一番下の補助額等の行に記載していますとおり、これまでの補助金上限額を30万円から150万円に、補助率も3分の1から2分の1に大きく引き上げることとしています。空き家の解体費用は、その構造や立地により変わってきますが、所有者の負担は一般的に200万円から300万円かかるケースも多く躊躇される方も多いですが、今回の拡充でそうした方の後押しとなることが期待されます。

スライド17でございます。今回の拡充により独自制度として危険度判定のない補助制度を設けますが、これまでの国の補助制度に乗れるような危険度の高い空き家の場合には、国の補助制度に乗れるようにしています。従いまして、本市での除却補助金は国の制度に沿った老朽危険空き家除却補助金と、本市独自の空き家除却補助金の二本立てとなります。表はその比較したものです。左の列が国の制度に基づく補助制度、右の列が独自の補助制度の案です。国の制度は要件が厳しく、内示も少ないことから予算額を300万円としています。一方の新制度である本市の独自制度では4,700万円を予算化しています。一番下の行に記載していますが、解体を考えている方にとっては、補助上限額も補助率も同じであり、どちらを適用しても変わらないように制度設計しています。二本立てにしているのは、国の制度に乗れるような危険な空き家の場合には、これまでどおり国の補助金をもらえるようにするためです。例えば解体費用が250万円の場合、国の制度でも補助率2分の1、上限150万円が適用になり、申請者への補助金は125万円です。一方の新制度でも補助率・上限額は同じですので、申請者への補助金は同じ125万円です。違いとしては、国の制度にのれば、申請者への補助金125万円の半分、62万5,000円が国庫補助金として市に入る点です。市の財政的な面からの措置となります。

次のスライド18は、参考として補助金の手続きと解体工事の流れを図示したものです。国の老朽危険空き家除却補助金、本市独自制度の空き家除却補助金ともに同じ流れです。今回、補助金の制度設計をするに当たって、なるべく利用しやすいものにするため、工事業者にも協力をお願いしています。

1つがスライド19にございます、補助金の受領委任払い制度です。左側に四角で囲んだ所が通常のお金の流れのスキーム、右側が今回導入するスキームです。左側の通常スキームでは、申請者が施工業者に解体工事費の全額をいったん払い、その後で市が補助金を申請者に支払う形です。これだと申請者が工事費の全額を一時的にも用意する必要があります。今回導入するのは、補助金を申請者に代わって施工業者が受け取れる制度です。この制度を希望される申請者は、解体工事費から補助金分を差し引いた額を業者に支払い、市は申請者

ではなく施工した業者に補助金分を支払う形となります。この場合、申請者は工事費の半分程度を用意すれば良いので金銭の負担感が軽減されます。その負担軽減のための措置です。申請者は、左側の通常のスキームか、右側の受領委任払い制度か、どちらかを御自分で選択していただけます。

もう1つがスライド20の工事業者による申請手続きのサポート体制です。高齢の方や遠方の所有者を想定したもので、現地の写真撮影や、窓口への提出といった申請のし辛さ、煩わしさを少しでも減らすためにこちらも施工業者に協力いただいて、業者のできる範囲で資料の作成や提出のサポートをしていただくようにしています。手続きが苦手な方の精神的なハードルを下げるとのものです。

以上が今回の空き家除却補助金制度の拡充内容案でございます。今年度につきましては、重点期間の初年度になりますが、危険な空き家の未然防止に向けて努めてまいります。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はないでしょうか。

委員（藤沢 宏司） 解体をする会社は市内限定とか制限はありますか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 解体に係る業者につきましては、建設業法に基づいて、解体工事等の許可を受けているところで、市内に本店がある業者としております。

委員（藤沢 宏司） 1つの会社に集中して仕事が進まないとか、他の業務に影響が出るとかはありますか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 特定の業者に集中するかもしれないということですが、そうした場合には、解体工事自体がずさんな工事になってしまう不安もございます。申請の段階で解体業者には、実践できるのかどうか、適正な施工期間を設けているのかどうか、その辺りについて、無理のある内容となっていないかなどチェックをして参りたいと思います。あくまでも安全第一で対応したいと考えております。

委員（藤沢 宏司） もう1点。3年と言われましたよね。例えば、今から何件もきたときに、2年も3年もかかって、中には4、5年とかかかるようなところが出てきたりするとか、3年以内に終わらないようなことになったときに補助できるのですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） こちらの補助につきましては基本的には単年度でございまして、申請をしていただいた段階で完了届の期限を決めさせていただきます。そのため申請いただいた年度で工事が原則終わるものとしてとらえております。

委員（藤沢 宏司） そうしたら工事完了できないところは、申請しても補助は出ないということですね。その後に、例えばこの補助制度を延長されるとなれば別なんでしょうが。今では分からないかもしれませんが、何とかその辺もせつかくいい制度なんで要望しておきます。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 今回はあくまでも3年間の重点事業として位置付けております。期限を切ったのは、財政リスクもございますのでこの辺のリスクを抑えながら、空き家対策についても実践したいという考えでございました。今後の3年間で制度の効果、それから実績については検証させていただき、継続の必要性、制度自体のあり方についても、改めて、

その時点で判断させていただくことになるかと思えます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 1点。平郡島の空き家の解体で、先ほど御説明の中で解体には約200か300万ぐらいかかるとおっしゃいましたが、離島の場合では、それ以上にかかるような傾向があります。平郡について何か考えていることはありますか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 離島の問題でございますが、離島特有の事情があるのは承知しております。費用面、施工面でもなかなか条件が厳しくなることが考えられます。そのため必要に応じ、業者の確保、輸送面の不安、この辺りの不安面については相談に乗れるよう、しっかり相談体制を整えたいと考えております。制度上は補助上限額は一律でございますが、こうした現場対応についてはしっかり行っていきたいという方針でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（平井 保彦） 固定資産税の納付通知書にチラシを入れるということですが、チラシが入っていた場合には、何らかの対策をしないといけないと受け取るべきですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 固定資産税納付通知には一律に空き家の解体の補助制度の御案内を送付する予定としております。個別にこういった状況だからこうしたものを送りましたとかいうわけではなくて、広くPRをするためのものと考えております。

委員外議員（平井 保彦） あともう1点。固定資産税についての話はこの解体作業の話が出たときにされるおつもりですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 解体した場合に固定資産税の住宅地用地の特例が外れることで、土地の固定資産税が上がる可能性があるということのお話だと思います。こちらについては、当然申請の段階からそういったことがあることを御案内はさせていただき予定しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、次の報告をお願いいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 商工観光課から予備費の充用について2点御報告申し上げます。

1点目は大島観光センターに関するものです。本年4月にオープンいたしました井とカフェはちよんにつきまして、店舗出入口に設置されている自動ドアが故障いたしました。当該自動ドアは店舗への唯一の出入口であり、営業に支障が生じるため、早急な対応が必要と判断し、モーターやセンサー等の修繕に要する費用について予備費を充用しております。また、従来、大島観光センターの店舗営業時間は概ね15時まででございましたが、井とカフェはちよんの開業により営業時間が20時まで延長されております。これに伴い、夜間における利用者の安全確保の観点から、店舗を挟む両側の駐車場に外灯を新設する費用についても予備費を充用しております。

2点目は、平郡島の五十谷海水浴場に関するものです。当該海水浴場に設置されておしま

す深井戸用の水中ポンプが故障し、これによりトイレやシャワーの水が使用できない状況となっております。例年、7月の夏休み期間には、帰省客をはじめとする多くの利用者が見込まれることから、海開きまでに復旧を図る必要があります、水中ポンプの修繕費用について予備費を充用しております。以上、予備費の充用に関する御報告でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、その他の件で各委員の皆さんから本委員会の所管に属する事項について、御質疑等ございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

皆様方には、慎重なる御審議をいただきまして、誠に御苦労さまでございました。それではこれをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時54分)

委員長署名 _____ 三島 好雄 _____